

法人事業税付加価値割及び資本割の申告に関するお願い

貴法人におかれましては、県税行政にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、外形標準課税法人の付加価値割及び資本割の申告額の確認のため必要といたしますので、確定申告書及び修正申告書の提出に際しましては、所定の添付書類のほか、付加価値額及び資本金等の額の計算に関する明細書（第6号様式別表5の2添付様式）の提出をあわせてお願いいたします。

付加価値額及び資本金等の額の計算に関する明細書の記載例

○ この明細書は、報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)、純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)及び純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)に記載された金額を、貴法人の申告対象事業年度の損益計算書の各勘定科目(細目)及び同事業年度における法人税申告書別表4の所得計算の内容(加算項目・減算項目)毎に区分し記載していただくことで、申告額の算定過程を確認させていただくためのものです。

なお、本記載例の勘定科目名は、あくまで一例ですので、実際に使用されている勘定科目名を記載してください。

1 報酬給与額

(1) 役員または使用人に対する給与の明細

	名称	金額①	申告額②	①-②の具体的内容
決算書勘定科目	役員報酬	1,000,000	1,000,000	
	給与	50,000,000	49,000,000	非課税通勤手当1,000,000を控除
	賃金	3,000,000	3,000,000	
	現物給与	1,000,000	1,000,000	
	賞与	6,000,000	6,000,000	
	退職金	2,000,000	2,000,000	
	小計(1)	63,000,000	62,000,000	
法人	賞与引当金損金否認額	-2,000,000	-2,000,000	
	賞与引当金損金認容額	4,000,000	4,000,000	
	小計(3)			
	合計(1)+(2)+(3)	65,000,000	64,000,000	

第6号様式別表5の3の③と一致します。

報酬給与額とは、雇用関係またはこれに準ずる関係に基づき労務の提供の対価として支払われるもので、支払時期が定期・不定期あるいは算定方法が定額・業績比例等であるか否かを問いません。また、給料、手当、賞与等その名称を問いません。

- 報酬給与額の対象となる役員または使用人には、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイトまたは臨時雇いその他名称を問わず、雇用関係またはこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者がすべて含まれます。
- 報酬給与額の対象となるものは、原則として当該事業年度の法人税の所得(連結法人は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得)の計算上損金の額に算入されるもの、かつ、所得税で給与所得または退職所得とされるものです。また、現物給与(旅行券、永年勤続表彰記念品等の金銭以外の物または権利その他経済的利益)も報酬給与額に含まれます。
なお、通勤手当及び在勤手当(国外勤務者)のうち、所得税における非課税相当額は報酬給与額に含まれません。
- 資産計上される給与等のうち、棚卸資産、有価証券、固定資産及び繰延資産に係る報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料は、損金の額に算入される事業年度ではなく、法人が費用として支払う事業年度に含まれます。
- 賞与引当金・退職給与引当金等は、引当金として繰り入れた(法人税で損金不算入となる)事業年度ではなく、取り崩して支払う(法人税で損金算入される)事業年度の報酬給与額に含まれます。
- 出向者への給与を出向元法人が支給し出向先法人が出向元法人に負担金を支払う場合、この負担金は出向先法人の報酬給与額であり、出向元法人の報酬給与額には含まれません。

なお、この負担金に退職給与部分がある場合、同部分は出向元法人の報酬給与額であり、出向先法人の報酬給与額に含まれません。ただし、確定給付企業年金等保険料相当額として負担する場合は、出向先法人の報酬給与額に含まれます。

(2) 役員または使用人のために支出する掛金等の明細

	名称	金額①	申告額②	①-②の具体的内容
決	退職給付費用	3,000,000	2,000,000	厚生基金事務費・折半分 1,000,000 控除
	小計(3)	3,000,000	2,000,000	
	合計(1)+(2)+(3)	3,000,000	2,000,000	

第6号様式別表5の3の⑥と一致します。

- ① 役員または使用人のために支出する掛金等は、給与として支払われるものではありませんが、後年度に受け取る年金等の原資となり、雇用関係またはこれに準ずる関係に基づく労務の提供の対価としての性質を有しますので、当該事業年度の法人税の所得（連結所得）の計算上損金の額に算入されるもので、法人が事業主として負担する金額は、報酬給与額に含まれます。
- ② 報酬給与額に該当する企業年金等の掛金は、下記の6つに限定されます。
- ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構または特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づく掛金
 - ・ 確定給付企業年金規約に基づく掛金等
 - ・ 確定拠出年金法の企業型年金規約に係る掛金
 - ・ 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等
 - ・ 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金及び預入金等
 - ・ 厚生年金基金の掛金等
- ③ 厚生年金基金の掛金及び徴収金のうち、代行部分（免除保険料）及び事務費掛金は報酬給与額に含まれません。
- ・ 代行部分（免除保険料）とは、厚生年金基金を設立しなかった場合に厚生年金保険料として国に納付すべき額から実際に厚生年金保険料として国に納付する額を控除した額の2分の1（事業主負担分）に相当する額のことです。
 - ・ 事務費掛金は、年金給付及び一時金等の給付にあてるため以外の目的で支出する掛金のことです。また、厚生年金基金以外の年金の事務費掛金（適格退職年金の場合は付加保険料）も同様に取り扱われます。
- ④ 現在の年金制度から新たな年金制度へ移行する場合（適格退職年金制度等から確定給付年金制度等へ移行）、過去の事業年度に掛金を拠出し損金算入された金額（他の年金制度への移管に伴う金額）は、報酬給与額に含まれません。

(3) 労働者派遣等に係る金額の計算の明細

(労働者派遣を受けた法人)

	名称	金額①	申告額②	①-②の具体的内容
決算書	外注費（販管費）	1,000,000	750,000	外注費のうち労働派遣法に係る金額
	外注費（製造原価）	2,000,000		(販 500,000 円 + 製 500,000 円) × 75%
	小計(3)			
	合計(1)+(2)+(3)	3,000,000	750,000	

第6号様式別表5の3の⑧と一致します。

- ① 労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）に基づく労働者派遣契約を締結している場合は、派遣契約料の75%が報酬給与額に含まれます（複数の労働者派遣契約を締結している場合は、派遣契約料の合計額に対し、75%を乗じた金額を報酬給与額に含めます。）。
- ・ 派遣先法人の課税対象金額 = 派遣契約料 × 75%
 - ・ 派遣元法人の課税対象金額 = 派遣労働者への給与等の額 - 派遣契約料 × 75%
- ② 労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を締結していない場合は、契約の呼称を問わず、雇用関係等の状況に応じて、出向または請負契約（委託契約）と同様に取り扱います。
- ・ 派遣先法人の課税対象金額 = 派遣契約料（交通費等が含まれている場合は除く。）
 - ・ 派遣元法人の課税対象金額 = 派遣労働者への給与等の額 - 派遣契約料
- ③ 請負（委託）契約は、労務の提供の対価ではなく仕事の完成に対する対価ですので、報酬給与額に含まれません。
- ④ 名目上は請負契約（委託契約）であっても、注文者と従業員の間指揮命令関係があるなど、雇用関係またはこれに準ずる関係であると認められる場合、労務の提供の対価に相当するものとして支払う金額は、注文者である法人の報酬給与額に含まれます。

※労働者派遣をした法人におかれましては、別途申告額の計算に関する資料のご提供をお願いします。

2 純支払利子

(1) 支払利子

	名称	金額①	申告額②	①-②の具体的内容
決算書勘定	支払利息	15,000	15,000	
	社債利息	5,000	5,000	
	支払利息割引料	2,000	2,000	
	リース利息	1,000	1,000	
	小計(3)			
	合計(1)+(2)+(3)	23,000	23,000	

第6号様式別表5の4の①と一致します。

支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（当該事業年度において支払う借入金利息、社債利息、手形割引料、社債発行差金及びその他経済的な性質が利子に準ずるもの（契約等において決められる一定の額または比率に応じて算出される約定利息としての性質を有するもの。）が該当します。）で、原則として、当該事業年度の法人税の所得（連結所得）の計算上損金の額に算入されるものに限られます。

- ① 手形割引料（手形売却損）は、受取手形割引料または買掛金を支払手形で支払った場合に負担した手形割引料相当額のこと、支払利子に含まれます。
- ② 売上割引料は、売掛金またはこれに準ずる債権について、支払期日前にその支払いを受けたことに対する報奨的な性質を有するので、支払利子に含まれません。また、受け取る場合の仕入割引料も受取利子に含まれません。
- ③ 利子税並びに地方税の延滞金のうち法人住民税及び法人事業税に係る納期限延長の場合の延滞金は、約定利息としての性質を有するので、支払利子に含まれます。

(2) 受取利子

	名称	金額①	申告額②	①-②の具体的内容
決算書勘定	受取利息配当	3,000	2,500	配当 500 控除
	貸付金利息	50,000	50,000	
	雑収入(消費税還付加算金)	15,000	15,000	
	リース利息	1,000	1,000	
	小計(3)			
	合計(1)+(2)+(3)	69,000	68,500	

第6号様式別表5の4の②と一致します。

受取利子とは、法人が各事業年度において支払いを受ける利子（当該事業年度において支払いを受ける預貯金利息、貸付金利息、社債等利息、手形の割引料及びその他経済的な性質が利子に準ずるものが該当します。）で、原則として、当該事業年度の法人税の所得（連結所得）の計算上益金の額に算入されるものに限られます。

- ① 株式等の配当は、市場の動向や資金の運用次第によって受取額が変動することから、約定利息としての性質を有するものではありませんので、支払利子及び受取利子に含まれません。
- ② 金融機関等から受け取る預貯金利息は、源泉所得税の租税を差し引く前の金額が受取利子となります。
- ③ 貸付金利息は、法人が他に貸し付けた金銭から生ずる利息ですので、例えば、従業員へ住宅資金等を貸し付ける場合も受取利子に含まれます。
- ④ 国税・地方税の還付加算金は、経済的な性質が利子に準ずるもので、かつ、法人税の所得（連結所得）の計算上益金の額に算入されますので、受取利子に含まれます。
- ⑤ 遅延損害金は、借入金の返済が遅れた場合に、遅延期間に応じて一定の利率に基づいて算定した上で支払うもので、支払利子及び受取利子に含まれます。
- ⑥ 割賦販売契約等の利息相当額について、契約書等において購入代価または販売代価と割賦期間分の利息相当額とが明確かつ合理的に区分されている場合は、支払利子及び受取利子に含まれます。
- ⑦ 資産の売買があったものとされるリース取引（H20.4.1 以後の契約に限る。）について、賃貸人による取得価額と利息相当額が明確かつ合理的に区分されている場合は、支払利子または受取利子に含まれます（契約書に利息相当額の区分がない場合でも、会計処理上、合理的な見積金額により、リース資産の取得価額と利息相当額を区分し、会計処理に沿った法人税の取扱いにより利息相当額が区分され、損金または益金に算入される場合は、支払利子または受取利子に含まれます）。

3 純支払賃借料

純支払賃借料とは、各事業年度において土地または家屋及びこれらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備の賃借権、地上権、地役権、永小作権その他の土地または家屋の使用または収益を目的とする権利で、その存続期間が連続1月以上であるものに限られ、その対価の額を支払う（または受け取る）金額となります。

なお、動産（機械のリース料や自動車のレンタル料など）に係る賃借料は含まれません。

(1) 支払賃借料

	名称	金額①	申告額②	①-②の具体的内容
決算書勘	賃借料	800,000	700,000	共益費等 100,000 控除
	地代家賃（社宅）	200,000	200,000	
	保管料	400,000	200,000	出入庫料・荷役料等 200,000 控除
	小計(3)			
	合計(1)+(2)+(3)	1,400,000	1,100,000	

第6号様式別表5の5の①と一致します。

- ① 契約等において賃借料と明確かつ合理的に区分される共益費等（水道光熱費、管理人費その他の維持管理費）は、支払賃借料及び受取賃借料に含まれません。
- ② 社宅等の賃借料は、下記のとおりに取り扱われます。
 - ・ 法人が賃借している土地または家屋を役員または使用人に社宅として賃貸している場合、法人が支払う賃借料は支払賃借料に含まれ、法人が役員または使用人から受ける賃借料は受取賃借料に含まれます。なお、役員または使用人から社宅として借り上げ、その役員または使用人に賃貸している場合も同様です。
 - ・ 社宅等に係る支払賃借料及び受取賃借料は純支払賃借料に含まれます。社宅に係る支払賃借料と受取賃借料の差額が所得税の給与所得として課税される場合であっても、報酬給与額には含まれません。
- ③ 荷物の保管料は、契約書等において1月以上（継続1月以上、荷物個々の保管期間が1月に満たないが荷物総体で継続1月以上及び保管しない期間があるが常時保管できる状態が継続1月以上の場合を含む。）荷物を預け、一定の土地または家屋を使用または収益している場合は、土地または家屋の賃借権等の対価の額にあたるものとして、支払賃借料または受取賃借料に含まれます。

なお、保管料に含まれる出入庫料及び荷役料等は、契約書等において賃借料と明確かつ合理的に区分される場合、支払賃借料または受取賃借料に含まれません。

(2) 受取賃借料

	名称	金額①	申告額②	①-②の具体的内容
決算書勘	雑収入（受取社宅家賃）	200,000	200,000	
	雑収入（自動販売機設置料収入）	100,000	100,000	
	雑収入（電柱等用地使用料等収入）	20,000	20,000	
	小計(3)			
	合計(1)+(2)+(3)	320,000	320,000	

第6号様式別表5の5の②と一致します。

電柱、電信柱及び自動販売機等の設置場所として土地を貸している場合は、設置行為に土地または家屋の使用または収益が伴うため、受取賃借料に含まれます。また、借りている場合は、支払賃借料に含まれます。

なお、使用料、設置手数料等、名称の如何を問いません。

4 資本金等の額

資本割の課税標準となる資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）に地方税法上の加減算（無償増減資、剰余金による損失填補等）を行った額と、資本金と資本準備金の合算額とを比較し、どちらか大きい金額となります。